会員増強スローガン「会員一人一人が１年に新規会員を一人獲得しよう！」

愛知県年金受給者協会

協会だより

令和 3・12 No.198

発行 愛知県年金受給者協会
電話（052）332−5244
FAX（052）332−5248

住所 名古屋市中区正木3−2−70
〒460−0024 石油会館１階
愛知県年金受給者協会 検索

会員募集の参考に

【愛知県年金受給者協会の概要】

1 年金受給者協会はどのような団体ですか

年金受給者協会は、主に厚生年金の受給者の皆様による会員制の任意(親睦)団体でありますが、国民年金や共済年金の受給者も加入できます。まだ年金受給前の方でも、希望される場合は入会いただけます。

私どもの様な団体は、全国各都道府県に設立されており、全国的な集まりのまとめ役として、一般社団法人全国年金受給者団体連合会「全年連」があり、内閣府から認可された法人組織として、会員の声を国政の場に届けています。

愛知県年金受給者協会は、約10,000名の会員と140名の役員で、全年連との共同事業および県内事業を運営しています。

2 年金受給者協会の設立目的は

年金受給者協会は、年金受給者相互の連絡、諸手続きの相談を通じて年金受給者の福祉向上と親睦を図るとともに、年金制度の啓発・普及および年金制度の健全な育成を推進し、もって年金事業の円滑な実施に寄与することを目的に設立された団体です。

3 年金受給者協会の特色は

全年連は年金受給者を対象に、生きがいづくり事業(ボランティア活動)、健康増進事業、年金制度の啓発事業を各年金受給者協会の協力を得て行っております。

また、各県年金受給者協会は会員に対する福利厚生事業として、優待料金による観劇会の実施や各施設の割引入園・親睦旅行・ゲートボール・グラウンドゴルフ・ゴルフ・ハイキング・写真コンテスト等、豊かな年金ライフの実現を目指して各種事業を行っています。

4 社会保険事業の円滑な運営に協力しています

年金受給者指導員・年金受給者地区指導員・地域型年金委員を配置し、年金相談等に応じて、厚生労働省及び年金機構が行う年金事業に協力しています。

5 入会勧奨はどのようにしているか

年金受給者協会のホームページからの入会手続きと、役員・会員からの口コミ等で知る機会がありますが、大半の年金受給者はこうした仕組みや団体の存在を知らない状況にあります。

年金事務所の客だまりに案内書を設置、年金受給者協会行事の際に協会をＰＲしています。

6 年金受給者協会の運営は

協会の活動や組織の維持のため、会員の皆様から年会費として2,500円を納めていただき、これを財源に事業活動しています。

年金受給者の皆様へ 新規会員募集中！

豊かな年金ライフをめざし、私たちの会へ加入し、地域での仲間の輪を広げましょう。

【会員サービスのいろいろ】

① 年金の情報をわかりやすく
② 「会員の集いや旅行」など楽しい催しもの
③ 優待料金による観劇会
④ 宿泊・入園割引
⑤ 団体扱い保険のご案内
⑥ 会員コーナー(俳句・短歌・川柳)
⑦ 葬儀支援サービス
⑧ その他

年会費の払込についてお知らせします

令和４年４月初旬に来年度の会費2500円の払込案内書をお送りする予定となっています。

本会事務局・支部役員が行事などの機会に領収させていただくことができますのでご利用ください。

※ゆうちょ銀行では、令和４年１月17日(月)から、払込みを現金で利用する場合の料金加算が新設され、窓口やＡＴＭにおける各種払込みサービスのご利用にあたって、現金でのお支払いの場合には、１件ごとに料金110円が加算されます。「払込料金加入者負担」(料金受取人負担)の払込取扱票による払込みなど、受取人が払込料金を負担する場合であっても、加算料金は払込人様にお支払いいただきます。通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合、加算料金はかかりません。
加算料金に関してのお問い合わせは、ゆうちょ銀行の窓口にお願いします。